

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成30年2月20日第7回中種子町農業委員会総会を防災センター1階
・第一会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

永浜三津子・梶原誠・杉浦重喜
上妻廣美・花野進・日高隆克・鳥居幸洋
石堂季男・鮫島安平・中崎和行・東道洋・濱脇嘉則

3. 欠席委員

浦元隆一

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名
日程 第2 会期の決定の件
日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について
日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について
日程 第5 議案第3号 非農地証明について
日程 第6 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について
日程 第7 承認第2号 農用地利用集積計画について
日程 第8 承認第3号 平成28年度中種子町地籍調査事業による地目
変更について

5. 議事

(事務局長)皆さんおはようございます。ただいまから、第7回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会 長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、3番委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は13名中12名で、定足数に達しており、総会は成立をしております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長にお願いをいたします。

(議 長)これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、5番杉浦委員、6番上妻委員を指名します。

(議 長)日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総

- 会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい、事務局です。資料の1頁をお開き下さい。議案第1号、農地法第3条申請について。貸借権、件数3件、筆数17筆、面積33,071㎡、畑。所有権移転、件数3件、筆数6筆、面積18,856㎡、畑。合計で、件数6件、筆数23筆、面積51,927㎡、全て畑でございます。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程、宜しくお願ひいたします。
- (議長)次に、順位1について、担当調査委員の5番杉浦委員の説明をお願いします。
- (5番委員)はい、5番杉浦です。議案第1号順位1について説明いたします。
去る2月9日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積330㎡です。譲渡人、住所 中種子町〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張となっております。場所については、国道58号線、〇〇〇〇〇の手前を右折し、〇〇 m 進んだ右側でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願ひいたします。
- (議長)ご苦勞様でした。事務局からの補足説明はありますか。
- (事務局)別にありません。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。次に順位2について、担当調査委員の11番鮫島委員の説明をお願いします。
- (11番委員)はい、11番鮫島です。議案第1号順位2について説明いたします。
去る2月14日、借人、〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積1,586㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積138㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積852㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積1,735㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積333㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、

地番〇〇〇〇，地目畑，面積 1,584 m²。大字〇〇，字〇〇〇〇，地番〇〇〇〇－25，地目畑，面積 945 m²です。貸人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2，〇〇〇〇さん。借人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2，〇〇〇〇〇〇〇〇さん。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営開始による貸借となっております。賃借の内容につきましては，賃借料が年間〇〇〇〇円，貸借期間が10年の賃貸借権の設定です。場所については，〇〇〇〇の3筆が，〇〇〇〇さんの家の道路の反対側の〇〇の畑です。〇〇〇〇の2筆が，〇〇〇〇さんの家より〇〇集落へ約〇〇 m 行った左側の奥の畑です。〇〇〇〇が，〇〇〇海岸へ下り坂がございます。それを登ろうとするところの左手の方の〇〇 m 程奥の畑です。〇〇〇〇の畑は，〇〇〇集落より〇〇〇集落へ向い，〇〇〇集落の手前を左へ約〇〇 m 行った場所でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程，宜しく願いいたします。以上です。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)はい，〇〇〇〇〇〇〇〇〇につきましましては，農地保有適格法人の新規参入となっております。届け出書等，必要書類は全て出ております。以上です。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について，担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい，8番日高です。議案第1号順位3について説明いたします。借人，〇〇〇〇さんの父，〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在，大字〇〇，字〇〇，地番〇〇〇〇－4，地目畑，面積 6,981 m²です。貸人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地4，〇〇〇〇さん。借人，住所 中種子町〇〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。申請理由は，貸人が相手方の要望，借人が経営開始の貸借です。賃借の内容につきましては，賃料が年間 10 a 当たり〇〇万円，賃借期間が10年間の賃貸借権の設定です。場所につきましては〇〇集落の先の〇〇〇〇〇〇〇〇〇の前からちょうど1 km 行ったところの〇〇の畑でございます。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程を宜しく願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第1号順位4について説明をいたします。譲受人、〇〇〇〇さんの父、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積943㎡です。譲渡人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営開始となっております。場所につきましては、〇〇〇〇の車庫の裏に、〇〇〇に通じる道があります。その車庫の裏から〇〇〇線に向けて、ちょうど〇〇m行ったところの右側の畑です。目の前が、〇〇〇〇さんの自宅です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)別にありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の1番永浜委員の説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番永浜です。議案第1号順位5について説明いたします。去る2月12日、借人、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積1,568㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇-2、地目畑、面積588㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積1,635㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇-1、地目畑、面積1,492㎡。大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,761㎡。大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積1,888㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積2,973㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-4、地目畑、面積3,959㎡。大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇〇-10、地目畑、面積3,053㎡です。貸人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始による賃借です。賃借の内容については、賃借料年間〇〇万円、賃借期間10年の賃貸借権の設定です。場所については、〇〇〇の集落から〇〇〇に〇〇m行ったところの圃場整備に7筆と、広域農道の〇〇〇の十文字より手前を

右に〇〇m行ったところの〇〇〇に2筆あります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われ
ます。委員の皆様のご審議の程、宜しくお願いいたします。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)はい、この案件につきましても、〇〇〇〇株式会社は、農地保有適
格法人の新規参入となっております。届け出書等、必要書類は全て出
ております。以上です。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員の6番上妻
委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番上妻です。議案第1号順位6について説明いたします。

去る2月12日、午後1時より、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調
査と申請地での現地調査を実施いたしました。土地の所在、大字〇〇、
字〇〇〇、地番〇〇〇〇-130、地目畑、面積1,082㎡。大字〇〇、
字〇〇〇、地番〇〇〇〇-168、地目畑、面積694㎡。大字〇〇、
字〇〇〇、地番〇〇〇〇-170、地目畑、面積2,706㎡。大字〇〇、
字〇〇〇、地番〇〇〇〇-496、地目畑、面積13,101㎡です。譲
渡人、住所 南種子町〇〇〇〇〇〇〇番地208、〇〇〇〇さん。譲
受人、住所 南種子町〇〇〇〇〇〇〇番地208、〇〇〇〇さん。申
請理由は、譲渡人が娘へ贈与、譲受人が父から受贈となっております。
場所については、〇〇〇の58号線より〇〇集落へ西に200m程上り
ますと、右手に〇〇〇〇の〇〇があります。その向かいにお父さんの
〇〇〇〇さんの自宅があり、自宅の周りの畑です。調査の結果、労働
力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も超えておりま
す。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われ
ます。委員の皆様のご審議の程、宜しく申し上げます。以上です。

(議 長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。

(事務局)地番、〇〇〇〇-496の面積は13,101㎡です。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号順位1から順
位6については許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。従って、議案第1号「農地法第3条申請につい
て」の所有権移転3件と貸借権3件については、許可することに決定
しました。

(議 長)次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題と
します。本案について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。5頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請の順位1について説明いたします。申請人、譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地目畑、地積499㎡となっております。転用目的は農家住宅となっております。申請理由は、現在、申請人は借家住まいをしております。申請地を求め自己の住宅を建築したいというものです。実現性はありと考えられます。金融機関の住宅ローン等の審査結果証明書も提出されております。土地利用規制等については、都市計画区域内の農振農用地内の第2種農地（市街地近接農地）に該当と考えます。農振農用地内となっておりますが、ただいま除外申請中でありませぬ。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に、順位1について、担当調査委員の8番日高委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番日高です。議案第2号、農地法第5条申請の順位1の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般2月9日午前9時30分より、濱脇会長、梶原委員、平山推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さんの父であります〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇〇〇の裏道を〇〇m程行きました右側の農地です。申請人は、中種子町〇〇〇〇集落で借家住まいをしております。申請地を購入し、住宅および倉庫を新築したいということです。農振農用地内となっておりますが、除外申請をしております。転用によって、附近に被害を及ぼす恐れはないと思われませぬ。被害防除計画も提出されております。申請人は農家住宅を建築するという事です。新規就農で、農地法第3条で農地を取得してあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われませぬ。委員の皆さんのご審議を宜しくお願いいたします。以上です。

(議長)現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませぬか。

(委員・事務局)ありませぬ。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませぬか。

(委員)ありませぬ。

(議長)質疑なしと認めませぬ。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。6頁をお開き下さい。議案第2号、農地法第5条申請、順位2について説明いたします。譲受人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1。譲渡人、〇〇〇〇さん、住所 中種子町〇〇〇〇〇番地2です。申請地の表示、大字〇〇、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番5、地目畑、地積499㎡です。転用目的、一般住宅となっております。申請理由といたしまして、申請人は現在、借家住まいであります。手狭なため、申請地に住宅を建築し、一人暮らしの母親

と家族で同居したいということです。実現性はありと考えられます。金融機関の融資証明書も提出されております。土地利用規制等については、都市計画区域内の農振農用地内の第1種農地（集落接続施設）に該当と考えます。農振農用地内ではありますが、除外申請も提出されております。工事に関しては、隣接地に土砂の流出がないよう注意を払う等の被害防除計画も提出されております。委員の皆さんのご審議をお願いいたします。

(議 長)次に、順位2について、担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いいたします。

(10番委員)はい、10番石堂です。議案第2号、農地法第5条申請の順位2の現地調査について説明をいたします。この案件につきましては、先般2月9日午前9時50分より、濱脇会長、杉浦委員、山口推進委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん、申請人の義父の〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施いたしました。場所でございますが、国道58号線を西之表に向かいますと、〇〇〇〇がございます。その手前を右に入りまして、約〇〇m行ったところの道路沿いの右側に当たります。前の方にも住宅が建っております。申請人は、中種子町〇〇〇〇に借住まいをしております。家族も増え手狭になったこともあり、申請地に住宅を建築したいということでございます。また、一人暮らしの母親と同居もしたいということです。農業振興地域内となっておりますが、除外申請も提出されております。周囲は北側が町道、南側は第三者所有の畑となっております。排水につきましても、合併浄化槽を設置するという届出、被害防除計画も添付されております。転用によって、付近に被害を与える恐れはないと思われれます。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われれます。委員の皆さんのご審議を宜しく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議 長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第2号順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。

(議 長)次に日程第5、議案第3号「非農地証明について」を議題とします。本案について、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)はい、事務局です。7頁をお開き下さい。議案第3号、非農地証明の順位1について説明いたします。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇

〇〇〇番1, 地目田, 面積 3,259 m²。大字坂井, 字〇〇, 地番〇〇〇〇番, 地目田, 面積 238 m²。合計で 3,497 m²となっております。申請人, 〇〇〇〇さん, 住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地1です。申請理由といたしまして, 土地登記簿の地目は田であります, 昭和50年から耕地として利用せず, 現況は原野となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に, 順位1について, 担当調査委員の7番花野委員の説明をお願いします。

(7番委員)はい, 7番花野です。議案第3号, 非農地証明の順位1について説明いたします。この案件につきましては, 先般2月9日午前9時00分から, 濱脇会長, 鳥居委員, 小山田推進委員, 事務局, 申請人の〇〇〇〇さん立会いの下, 現地調査を実施いたしました。場所は, 〇〇〇〇地区から南種子に向かって, 〇〇〇の手前〇〇mくらいの県道沿いの土地です。申請理由は, 登記地目は田であります, 昭和50年から耕地として利用せず現況は原野となっているため, この申請となりました。耕作をしなくなってから20年以上が経ち, 耕地への復旧は困難であると思われることから, 非農地が妥当と現地で判断をしたところでございます。委員の皆様のご審議を宜しく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位2について, 事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい, 事務局です。8頁をお開き下さい。議案第3号, 非農地証明の順位2について説明いたします。申請地, 大字〇〇, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇番1, 地目畑, 地積 3,289 m²です。申請人, 〇〇〇〇さん, 住所 中種子町〇〇〇〇〇〇番地です。申請理由といたしまして, 土地登記簿の地目は畑であります, 平成15年以前から耕地として利用せず, 現況は資材置き場となっております。委員の皆様のご審議をお願いいたします。

(議長)次に, 順位2について, 担当調査委員の10番石堂委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい, 10番石堂です。議案第3号, 非農地証明の順位2について説明いたします。この案件につきましては, 先般2月9日午前10時00分より, 濱脇会長, 杉浦委員, 山口推進委員, 事務局, 申請人の〇〇〇〇さん立会いの下, 現地調査を実施いたしました。場所でございますが, 国道58号線, 〇〇〇です。右手に〇〇〇〇の事務所がございますが, そこを〇〇に道路を200m程進みますと〇〇〇〇がござ

います。それを、右側に約〇〇m行ったところに〇〇さんの牛舎がありますが、その南側に当たります。山を挟んで、前は〇〇〇〇になっているところです。申請理由は、登記地目は畑ではありますが、平成15年以前から耕地として利用せず現況は資材置き場となっているため、この申請となりました。耕作をしなくなって15年以上経ち、耕地への復旧は困難であると思われることから、非農地が妥当と判断をしたところでございます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局からの補足説明はありませんか。

(委員・事務局)ありません。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決をします。議案第3号順位1から順位2については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」は、許可することに決定しました。

(議長)次に、日程第6、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。本件について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の9頁をお開き下さい。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明いたします。件数3件、筆数5筆、変更面積 61,779 m²、契約年数6年の合意による解約でございます。なお、詳細につきましては、9頁から12頁に添付しております。ご審議の程、宜しく願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7、承認第2号「農用地利用集積計画について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。資料の13頁をお開き下さい。承認第2号「農用地利用集積計画について」。平成30年2月28日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数5筆、貸借権15件、筆数62筆、面積 113,349 m²の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては14頁から59頁に添付しております。今回の案件の中で、資料の14頁、所有権移転の順位2につきましては、利用目的が農業用施設、畜舎建築のための所有権移転となっております。

す。現地は〇〇〇から〇〇〇にかけての広域農道、〇〇〇附近の十文字、〇〇〇〇さんの土地があり、そこに〇〇があるのですが、その上になります。今回の件につきましては、緊急を要したため、濱脇会長、鮫島農地部会長、事務局で現地の確認を行っております。なお利用権設定を受けるものにつきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しく願います。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第8、承認第3号「平成28年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の60頁をお開き下さい。承認第3号「平成28年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」説明をいたします。この案件については、農地整備課地籍調査係より、国土調査法による地籍調査を実施した結果の地目変更についての通知、照会がありました。資料61頁から69頁の中で、農地から農地以外になったものが、32筆、面積39,967㎡、農地以外から農地になったものが、8筆、面積24,647㎡となっております。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)次に、地籍調査実施地区担当委員の13番東委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番東です。承認第3号「平成28年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」説明をいたします。この案件については、先般2月9日午前10時10分より、濱脇会長、有留推進委員、事務局、農地整備課地籍調査係の職員立会いの下、現地調査を実施いたしました。調査の結果、61頁から69頁に記載されている地目の変更については、地籍調査のとおりであることを確認しました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長)一時、議事を中断いたします。

(議長)休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第3号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第3号「平成28年度中種子町地籍調査事業による地目変更について」の件は、承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成30年第7回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

議事録は正当なることを証明いたします。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者